

十五 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二百二十三条第一項第二十八号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第二百二十三条第一項第二十八号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚</p>	<p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）及び企業年金基金</p>

生年金保険法第七十六条第二項の規定による届出がされているものに限り。」及び企業年金基金

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（存続厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ・ロ（略）

三（略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一（二十七）（略）

二十八 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この号及び第百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該投資一任契約の

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ・ロ（略）

三（略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一（二十七）（略）

二十八 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この号及び第百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該投資一任契約の相手方である厚生年金基金（特定投資家を除く。）から同法第百三十六

相手方である存続厚生年金基金（特定投資家を除く。）から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況

二十九（略）

256（略）

（投資運用業に関する禁止行為）

第百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一5十一（略）

十二 存続厚生年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次号において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う整備等に関する政令（平成二十六年政令第

条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況

二十九（略）

256（略）

（投資運用業に関する禁止行為）

第百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一5十一（略）

十二 厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

七十三号)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号。次号において「廃止前厚生年金基金令」という。)第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

十三 存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第三十条第三項の規定に違反し、運用財産の運用として特定の金融商品を取得させることその他の特定の取引に関する指図を受けた場合において、これに応じること。

十四 積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

十五 運用財産(法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものに限る。以下この号及び第三項において同じ。)の管理について権利者(特定投資家を除く。イ(1)及び同項第一号において同じ。)が信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この号及び同項第一号において同じ。)への信託をする場合において、当該運用財産の運用に関し、当該運用を行う金融商品取引業者が、対象有価証券について次に掲げる要件を満たすことなく、当該対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行うこと。

イ 当該信託会社等が当該対象有価証券の真正な価額を知るため

十三 厚生年金基金から、厚生年金基金令第三十条第三項の規定に違反し、運用財産の運用として特定の金融商品を取得させることその他の特定の取引に関する指図を受けた場合において、これに応じること。

十四 積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

十五 運用財産(法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものに限る。以下この号及び第三項において同じ。)の管理について権利者(特定投資家を除く。イ(1)及び同項第一号において同じ。)が信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この号及び同項第一号において同じ。)への信託をする場合において、当該運用財産の運用に関し、当該運用を行う金融商品取引業者が、対象有価証券について次に掲げる要件を満たすことなく、当該対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行うこと。

イ 当該信託会社等が当該対象有価証券の真正な価額を知るため

<p>に必要な措置として次に掲げるいずれかの措置を講ずること。</p> <p>(1) 当該信託会社等が、当該対象有価証券の価額について、六月（権利者が存続厚生年金基金である場合にあっては、三月）に一回以上、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>2 2 6 (略)</p> <p>(運用報告書の交付) 第三百三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象期間は、六月（権利者（投資一任契約の相手方に限る。）が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合にあっては、三月。第五項第三号において同じ。）を超えてはならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>に必要な措置として次に掲げるいずれかの措置を講ずること。</p> <p>(1) 当該信託会社等が、当該対象有価証券の価額について、六月（権利者が厚生年金基金である場合にあっては、三月）に一回以上、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>2 2 6 (略)</p> <p>(運用報告書の交付) 第三百三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象期間は、六月（権利者（投資一任契約の相手方に限る。）が厚生年金基金又は国民年金基金である場合にあっては、三月。第五項第三号において同じ。）を超えてはならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
---	---